

・新農業人（就農から3年経過していない農業者〔地域おこし協力隊の農業経験者含む〕）や中小規模・家族経営体を対象とした、新たな園芸品目等への取組や新技術導入、地域の農地を引き受けて規模を拡大する取組※等に係る機械・施設等の導入・改修等に要する経費の補助

※規模拡大の要件：土地利用型作物は30a以上、施設園芸は50坪以上、露地園芸は10a以上の拡大

■事業実施主体：市町村

■取組主体※：地域農業の維持・発展の観点で市町村が当該地域の担い手と見込む新農業人、中小規模・家族経営体等
※認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営を除く

■補助率：1/3以内（補助上限2,000千円）

市町村の同率以上負担が原則。

ただし、取組主体が地域計画に位置付けられている場合は、市町村の負担を求めない。

例)

- ・新たに枝豆栽培に取り組むための脱莢機
- ・水稻から園芸品目へ転換するためのマルチ敷設機の導入
- ・新たに湛水直播に取り組むための播種機
- ・新たに可変施肥に取り組むための可変施肥機の導入
- ・水田作付拡大に取り組むための田植機の導入
- ・露地園芸規模拡大に取り組むための収穫機の導入